

専任の技術者の現場不在の取扱いについて

7 建企第 39 号 令和 7 年 5 月 27 日

工事現場への技術者の専任配置については、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条により規定されており、専任の取扱い等については、国土交通省の監理技術者制度運用マニュアル（以下、「国のマニュアル」）により明確化されている。

なお、昨今の技術者の働き方改革の推進に資することを目的に、国のマニュアルが一部改正（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 建企第 485 号「監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について」を参照）され、専任の技術者（ ）が現場を不在とする際の取扱い等が見直されたところである。

これを受け、本県においての専任の技術者の現場不在の取扱いを、下記のとおり定める。

専任の技術者とは、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。

記

1．専任の明確化（国のマニュアル三（１） 抜粋）

他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の主旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場へ常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

2．専任の技術者が現場を不在とする場合の理由

専任の技術者が現場を不在とする理由としては、下記（１）～（５）が考えられる。

- （１）当該建設工事に関する打ち合わせ（注１）や、書類作成等の業務。
- （２）技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加。
- （３）休暇の取得。
- （４）働き方改革の観点（ワーク・ライフ・バランスの推進や、育児等による短時間の現場不在）を踏まえた勤務体系の確保。
- （５）その他の合理的な理由（冠婚葬祭、通院 等）
病気入院や検査入院等により不在が長期となる場合は、途中交代を行う。（長期の目安は、7 日（休工日を除く。）程度とする。）

（注 1）発注者との打ち合わせについては、現場から離れていても不在として取り扱わない。なお、この場合においても連絡体制を整備し、現場と連絡を取ることが可能であること。

3．専任の技術者が現場を不在とする際に適切な施工ができる体制確保の例示

専任の技術者が現場を不在とする際、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする専任の技術者の状況等を踏まえ決定するが、代表的には下記(イ)～(二)が考えられる。

ただし、専任の技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、技術者が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

- (イ) 必要な資格を有する代理の技術者^(注2)の配置。なお、代理の技術者は受注者と直接的な雇用関係を有し、かつ、他現場の専任の技術者ではないこと。
- (ロ) 工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保。
- (ハ) リアルタイムの映像・音声による通信手段^(注3)の確保。
- (二) (ハ)の通信手段^(注3)を活用した必要な資格を有する代理の技術者^(注2)による対応。なお、代理の技術者は受注者と直接的な雇用関係を有し、かつ、他現場の専任の技術者ではないこと。

(注2)「必要な資格を有する代理の技術者」とは...

主任技術者の場合、当該業種に関して建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。

監理技術者の場合、当該工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者をいう。

監理技術者補佐の場合、建設業法施行令第19条に該当する者をいう。

(注3)「リアルタイムの映像・音声による通信手段」とは...

遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる手段とし、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。

4．専任の技術者が現場を不在とする場合の対応

専任の技術者が現場を不在とする場合は、その期間や頻度を踏まえ、適切な方法で発注者の了解を得ること。

【短期間（1～2日程度）の不在の場合】

受注者は、発注者と電話等で下記～の内容により協議し、了解を得ること。（打合せ簿での協議は要しない。）

現場を不在とする理由（「2．専任の技術者が現場を不在とする場合の理由」を参照）

現場不在の期間

現場不在時の体制確保の方法（「3．専任の技術者が現場を不在とする際に適切な施工ができる体制確保の例示」を参照）

不在期間中の施工内容

不在が1日に満たない場合は、発注者との協議は不要とする。

【短期間（1～2日程度）を超える不在の場合】

【終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合】

【周期的に現場を離れる場合】

受注者は、上記～を明示した打合せ簿により発注者と協議を行い、了解を得ること。

(参考) 現場代理人の取扱いについて

現場代理人も、「2. 専任の技術者が現場を不在とする場合の理由」により現場を不在とすることが考えられるが、工事現場に「常駐」することが求められているため、不在時の体制確保にあたっては、受注者と直接的な雇用関係がある代理の者（資格は求めない）を工事現場に配置する必要がある。

なお、現場を不在とする場合の発注者との協議については、「4. 専任の技術者が現場を不在とする場合の対応」と同様の方法で行うこと。